

第6回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月13日(月) 午後2時から午後2時44分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁(3階)

3. 出席した農業委員(12人)

会	長	14番	前川	正人								
委	員	1番	丹野	義基	2番	佐畑	幸一					
		3番	伊東	登	5番	唯野	哲夫					
		6番	坂本	雄司	7番	後藤	義昭					
		8番	三國	実加	9番	小島	良金					
		10番	佐藤	雄一	11番	武島	竜太					
		12番	中和田	吉彦	13番	目黒	正一					

4. 欠席した農業委員(0人)

5. 遅参した農業委員(0人)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	志賀謙寿
事務局次長兼農業振興係長	渡部賢治
事務局農地係長	佐々木国秀
事務局主査	大河原康平

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 報告事項について

- (1) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について
- (2) 農地転用許可に係る工事完了報告について
- (3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (5) 相馬農業振興地域整備計画変更申出書の取下げについて

議案第1号 農地法第5条の規定による許可処分の取消し願について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 許可の条件を履行したことの証明申請について

議案第6号 現況確認証明申請について

議案第7号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第8号 令和3年度第9号農用地利用集積計画について

議案第9号 令和3年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画について

8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻になりましたので、全員ご起立を願います。
 一同「礼」。着席願います。

議 長 本日は、第6回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。
 それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第6回相馬市農業委員会総会を開会いたします。
 日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。
 事務局。

事務局長 それでは、先月の総会日以降の諸般について、ご報告申し上げます。お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。11月12日、金曜日、第5回総会終了後、だより編集委員会を開催し、第65号農業委員会だよりの内容について協議を行っております。次に、11月16日、火曜日、前川会長、目黒職務代理人、佐藤農業振興委員長、丹野副委員長が、市役所において、11月総会で決定しました、今年度の農地等利用最適化推進施策に関する意見書を、阿部副市長へ手渡ししております。11月26日、金曜日、第6回総会に係る議案を、郵送で配布させていただいております。12月6日、月曜日、本日の総会に向けて、現地調査を行っております。諸般の報告については、以上でございます。

議 長 次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。10番佐藤雄一委員、11番武島竜太委員、ご両名を指名いたします。
 次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。
 よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。
 次に日程第4、議事に入ります。報告第1号報告事項についてを議題といたします。(1)農地転用許可に係る工事進捗状況報告に

ついて、(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について、(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、(5) 相馬農業振興地域整備計画変更申出書の取下げについて、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

報告第1号報告事項について、事務局よりご報告いたします。

(1) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、今月は、3件の報告を受理いたしました。このことについて、農地転用の許可を受けた事業については、工事の進捗状況の報告を、許可後3ヶ月後、その後は1年ごとの間、工事が完了するまで定期的に農業委員会へ提出することが、許可の条件の一つとされています。

また、提出された工事の進捗状況、完了報告については、現地調査を行い、計画どおり工事が行われているかどうか、確認をしているものです。報告の概要につきましては、議案書記載のとおりです。

続いて、(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は、8件の報告を受理いたしました。報告の概要につきましては、議案書記載のとおりです。

続いて、(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は2件の届出を受理いたしました。こちらは、相続等により、農地を取得した際には、農業委員会へ届け出なければならないとされており、また、農地を取得後、耕作者へのあっせんを農業委員会へ希望するかどうか併せて確認しているものです。今回の届出については、すべて相続による農地の取得となり、農業委員会によるあっせんの希望等はございません。

続いて、(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は3件の通知がございました。こちらは、農業経営基盤強化促進法に基づく、利用集積計画による農地の賃貸借の合意解約となっております。解約理由につきましては、番号1については、耕作者都合のため、番号2、3につきましては、耕作者変更のためとなっております。

続いて、(5) 相馬農業振興地域整備計画変更申出書の取下げについて、こちらは、令和3年9月10日召集第3回農業委員会総会において上程されました、議案第6号相馬農業振興地域整備計画の変更案について、原案可決とした経過がございましたが、去る令

和3年10月15日付けで、市より変更案の取下げ願いが提出されたため、報告を行うものです。

なお、取下げの事由につきましては、住宅資金計画の見直しによる取下げとなっております。説明は、以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号農地法第5条の規定による許可処分の取消し願についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第1号農地法第5条の規定による許可処分の取消し願について、事務局よりご説明申し上げます。

本件は、令和3年8月12日付けで農地法第5条に基づく許可を受けておりますが、議案書記載の理由により、許可処分の取消し願があったものです。去る令和3年12月6日に、5番委員、6番委員、7番委員、事務局で、土地の現況や取消しの理由の妥当性等を確認してまいりました。事務局の説明は、以上です。

議 長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。6番坂本雄司委員お願いします。

6 番 議案第1号農地法第5条の規定による許可処分の取消し願について、ご報告いたします。去る12月6日に、5番委員、7番委員、事務局2名とともに現地調査を行いましたので、担当委員を代表して調査結果を報告いたします。

現地調査の結果、申請地は、自己住宅、駐車場用地を目的とした農地法第5条転用許可を受けていましたが、取消し理由のとおり、譲渡人と譲受人との売買契約が破談になったため、転用許可の目的を達成することは不可能であり、許可処分の取消しはやむを得ないと判断いたしました。

以上のことから、許可処分の取消し願は、承認相当であると判断

いたしました。以上報告いたします。

議 長 質疑ありませんか、ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第5条の規定による許可処分取消し願については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。10番佐藤雄一委員お願いします。

10番 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件についてご報告いたします。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。去る12月2日に、推進委員と2人で、譲受人の自宅を訪問し、聞き取り調査を行いました。

また、12月6日は、5番委員、6番委員、7番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに、申請地周辺の農地利用状況調査を行いましたので、その結果を代表してご報告いたします。

権利の設定内容は、所有権の移転(売買)になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書に記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを、聞き取り調査により確認いたしました。よって、許可基準第1号全部効率利用要件、第4号農作業常時従事要件については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格法人要件、第3号信託契約の有無は、議案書に記載のとおり該当あ

りません。次に、許可基準第5号下限面積要件については、譲受人の経営農地は、51.5アールであり、30アール以上の下限面積要件を満たしております。次に、許可基準第6号借入地の転貸、質入れについてであります。譲受人に転貸、質入れの事実はないため、問題ありません。最後に、許可基準第7号地域調和要件であります。議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。よって許可相当であると判断いたしました。以上です。

議 長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請、1番案件について事務局より補足の説明をいたします。

本案件につきましては、令和2年4月10日召集、第22回相馬市農業委員会総会の議案として、一度申請された内容と同様のものとなっております。当時申請があった際、現地調査を実施したところ、申請地の現況が農地として適切に管理されておらず、農地として売買することが適切ではないと判断し、申請書を取り下げるよう指導し、議案の上程まで至らなかったという経過がございました。

今回、改めて申請をいただくにあたり、事前に担当地区の農業委員、推進委員に現地を確認していただき、議案として上程されたものでございます。事務局からの補足説明は、以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。

本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より審査内容等をご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。事業概要は、進入路、作業場、駐車場、宅地拡張用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から1ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、申請人所有の宅地がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は、以上でございます。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。6番坂本雄司委員願います。

6 番 議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について、1番案件について報告いたします。

去る12月6日に、5番委員、7番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を行いましたので、担当委員を代表して、調査結果を報告いたします。

許可基準第1号の立地基準について、申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にある農地で、第1種農地と判断しました。しかし、この案件は、既存施設の面積を拡張する申請内容であり、拡張に係る部分の敷地面積は、既存の敷地面積の2分の1を超えない転用面積で、不許可の例外事業の既存施設拡張事業の基準を満たす転用計画です。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しませんが、既存施設を拡張することが目的でありますので、申請地以外ありませんでした。以上のことから、立地

基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの方策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容等をご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、太陽光発電設備用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から2ヶ月を予定しております。権利の移転、設定の内容は、所有権の移転(売買)になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分につきましては、備考欄に記載のとおり、売電先の事業者が経済産業大臣の小売電

気事業の登録を受けていること、東北電力の太陽光発電設備系統連系承諾の2点を確認しております。⑥併用地の有無につきましては、併用地として山林、宅地があり、申請地と併せて売買予定となっております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして2番案件です。申請人及び申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、太陽光発電設備用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から2ヶ月を予定しております。権利の移転、設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分につきましては、備考欄に記載のとおり、売電先の事業者が経済産業大臣の小売電気事業の登録を受けていること、東北電力の太陽光発電設備系統連系承諾の2点を確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

最後3番案件です。申請人及び申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、太陽光発電設備用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から2ヶ月を予定しております。権利の移転、設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分につきましては、備考欄に記載のとおり、売電先の事業者が経済産業大臣の小売電気事業の登録を受けていること、東北電力の太陽光発電設備系統連系承諾の2点を確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は、以上でございます。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。7番後藤義昭委員願います。

7 番 議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件から3番案件について報告いたします。議案書9ページから11ページになります。去る12月6日に、5番委員、6番委員、地区担当の推進委員、事務局2人で現地調査を行いましたので、担当委員を代表して調査結果を報告いたします。

9ページの1番案件について、譲渡人、譲受人については、議案書記載のとおりです。転用後の用途は、太陽光発電設備用地であり

ます。権利の移転設定の内容は、所有権の移転(売買)になります。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周囲を山林、宅地等で囲まれた、概ね10ヘクタール未満の小規模の農地の区域内にある、その他の農地であることを現地調査で確認し、第2種農地と判断しました。次に、許可基準第2号は、代替地の検討結果もあり、他の場所での事業は困難と判断いたしました。以上の事から、立地基準は満たしていると判断いたしました。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

続いて、10ページ、11ページの2番案件、3番案件についても、譲渡人、譲受人は1番案件と同じでありますので、一括して報告します。転用後の用途及び権利の移転設定の内容も同じく、太陽光発電用地になります。許可基準第1号の立地基準についても、1番案件の申請地と隣接していることから同じであり、第2種農地のその他の農地と判断いたしました。許可基準第2号も同じく代替地の検討をしており、他の場所での事業は困難と判断いたしました。許可基準第4号も同じく、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断しました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」 との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」 との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第5号許可の条件を履行したことの証明申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。5番唯野哲夫委員願います。

5 番 議案第5号許可の条件を履行したことの証明申請について、番号1番について報告いたします。去る12月6日、6番委員、7番委員、事務局とともに現地調査により確認してまいりました。

申請地の現況は、転用許可条件のとおり、完了していることを確認しました。したがって、申請地の現況は宅地であり、許可の条件を履行したと判断できますので、証明書を交付することが適当であると判断いたしました。以上です。

議 長 次に、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特に、ございません。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号許可の条件を履行したことの証明申請については、委員報告のとおり証明することに決せられました。

議 長 次に、議案第6号現況確認証明申請についてを議題といたします。調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。5番唯野哲夫委員をお願いします。

5 番 議案第6号現況確認証明申請について、番号1番、2番についてご報告いたします。去る12月6日、6番委員、7番委員、事務局とともに現地調査により確認してまいりました。結果を代表してご報告いたします。

番号1番について、議案書に記載された申請理由のとおり、周辺の状況からも、今後も農地として耕作することが困難と見てまいりました。したがって、農地の現況は、周辺の状況から次の通り判断いたしました。枝番1から枝番8まで、枝番10、枝番15は、申請地目は原野ですが、山林と判断しました。枝番9及び枝番11から枝番14は申請どおり原野と判断しました。

よって、地目を一部訂正して証明することが適当であると判断しました。

続いて、番号2番について、枝番1から枝番5まで、申請地の現況は山林化しており、申請地目のとおり、証明することが適当であると判断しました。以上です。

議 長 次に、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特にございませぬ。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長

討論なしと認めます。採決いたします。

本件に関し、委員報告のとおり、証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号現況確認証明申請については、委員報告のとおり、証明することに決せられました。

次に、議案第7号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から番号11番までの11件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長

ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局

議案第7号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、審議いただくにあたり、非農地判断の基本的な流れについてご説明いたします。お手元に配布しております、右上に参考資料と赤字で書かれた資料の裏面をご覧ください。

こちらは、農林水産省通知における非農地判断手続きの流れを図解で示したものになります。毎年、農業委員会で実施している農地の利用状況調査にて、農地としての復旧が困難及び耕作が難しい農地、いわゆるB分類農地として判断された農地について、所有者に対し、非農地判断を行う旨の事前通知を行っています。その後、農業委員会で対象地の現地調査を行い、総会にて「農地」に該当するか否かの判断について議決をしていただきます。総会で「非農地」と判断された土地につきましては、土地所有者に対して「非農地通知書」を交付するとともに、法務局へ「非農地通知一覧表」を送付することとされています。「農地」と判断された土地については、特に所有者への通知は行わず、引き続き、農地として適切な管理をお願いしてまいります。以上が、非農地判断における手続き

の流れになります。

資料の表面につきましては、先日の現地調査における調査担当委員の農地・非農地の判断を参考として記載しています。この後の調査担当委員からの報告と併せて、参照していただければと思います。事務局からの説明は、以上でございます。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。5番唯野哲夫委員お願いします。

5 番 議案第7号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、去る12月6日、6番委員、7番委員、事務局とともに、現地調査により確認してまいりましたので、ご報告いたします。周辺の状況から、農地として耕作することが困難であり、番号4番を原野、番号4番を除く番号1番から11番までを山林と判断し、すべて非農地と判断してまいりました。以上報告いたします。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり「非農地」と判断することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、委員報告のとおり、非農地と判断することに決せられました。

次に、議案第8号令和3年度第9号農用地利用集積計画についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第8号令和3年度第9号農用地利用集積計画について、事務局よりご説明いたします。権利の設定人及び被設定人につきましては、議案書に記載のとおりでございます。番号1番から3番までにつきましては、新規の利用権設定、番号4番から22番までは、利用権の再設定になります。

番号2番について、利用権の設定を受ける耕作者に貸付地がありますが、集団化により効率化を図るためのものでございまして、すべての農地を効率的に利用して耕作を行うという要件から外れるものではございません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件、集積計画が市の基本構想に適合するものであるか、権利の設定を受ける者が、すべて効率的に利用して耕作を行うと認められるか、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるか等の要件につきましては、すべて満たしております。以上でございます。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第8号令和3年度第9号農用地利用集積計画については、同意することに決せられました。

次に、議案第9号令和3年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画についてを議題といたします。議案第9号について、9番小島良金委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当することから、9番小島良金委員は、

暫時の間、退場願います。

(9番小島良金委員 退場)

議 長 事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第9号令和3年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画について、事務局よりご説明いたします。こちらは、これまで既に農地中間管理機構による借り入れ、転貸による利用権設定がなされておりましたが、耕作者が変更になる事により、農地所有者と農地中間管理機構との契約はそのままに、即ち、集積計画は変更することなく、新たな耕作者へ転貸する配分計画でございます。集積・配分を同時に行う一括方式ではないため、議案第8号とは別に提案させていただいております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件は、すべて満たしております。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第9号令和3年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画については、同意することに決せられました。

9番小島良金委員の入場を認めます。

(9番小島良金委員 入場)

議 長 9番小島良金委員にご報告いたします。議案第9号令和3年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画については、同意することに決せられました。

以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日決定したことの取り扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。

以上をもちまして、第6回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会長 前川 正人

議事録署名委員 10番 佐藤 雄一

議事録署名委員 11番 武島 竜太